



# いろいろな相続

## ～長子相続と末子相続～

後編

MUFG相続研究所 主任研究員 入江 誠いりえ まこと

### 末子相続

末っ子が家の財産を相続する末子(ばっし)相続という慣習は、実は日本だけでなく、モンゴルなど世界各地でも古くからみられます。日本では、例えば長野県諏訪地方や鹿児島県などにその痕跡があると言われていますが、これは年長の子供が一人前になると次々と分家して、末の子供が一人前になる頃に父親が引退して末子そのまま跡取りになるというものです。(中川善之助・泉久雄「相続法(第4版)」2000年・有斐閣)。



一人前になった子供が独立して生計を立てていくことが社会・経済にとって重要、或いは、主な財産が不動産ではなく家畜、舟や漁具といった動産である場合に合理的な制度と思われます。また、親と接する時間が最も少ない末子が、最後まで親と暮らし、面倒を看るというのも、首肯できるのではないのでしょうか。

### 時代とともに変わる相続

以前、このコラムで、新民法においても、先祖代々のお墓は相続財産に含まれず、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する、とされていることを紹介しましたが、本来、相続には硬直的、画一的な決まりは適さず、それぞれの社会や地域、家族に合った、様々な形があってよいと思います。例えば、代々伝統芸能を承継している家で、そのために欠かせない財産があったとして、遺言がないからといって、法定相続人全員で遺産分割協議を行わないと承継者が決まらないというのは正しいのでしょうか。また、事業を営んでいる場合の事業用の資産や株式も同じです。社会や経済全体から見ても、必ずしも、遺産分割協議という制度や遺留分侵害額請求という権利が有益とは限らないと思います。



そもそも相続制度は、時代の流れの中で、形を変えてきました。日本でも室町時代から鎌倉時代の前半までは、共同相続が主流だったところ、遺産分割を巡る争いが増え、単独承継を原則とする家督相続に移行していった歴史があります。

次ページへつづく▶

## あるべき相続の形

では、近年、相続を巡る争いや問題が増えているからといって、旧民法の制度を復活させればよいのでしょうか。

新民法は、施行後、既に70年以上が経過し、まさに定着しつつあるので、それは現実的ではないと思います。また、旧民法における家督相続制度は、いわゆる強行法規で、「我が家では子供達に平等に相続させたい」ということはできませんでした。実際、法律の制定に際し、長子相続ではない慣習がある地域から強い反対の声があったそうです。

解決のヒントは、新民法の相続の規定が、(遺留分という権利を除けば)任意法規的であることにあります。つまり、平等な法定相続制度は、地域や家庭などの個別の事情を一切捨象した一種の「モデルケース」を提示したもので、本来は、遺言や信託、保険等により、最適な承継の仕方を自由に決めることができる場所、特に決めておらず、相続人による遺産分割協議も整わなかったときに、やむを得ず適用される、という考え方です。

そして、その“最適な承継”は、それぞれの家族の考えや思想、代々継承していく価値観に基づいて定められるべきものだと思います。

MUFG相続研究所が2021年6月に公表した「相続に関する意識調査」でも、例えば、同居・介護をしていた者には財産を多く渡した方がよいと考える方が80.7%と、明らかに「モデルケース」である平等な相続とは異なる形を選択されていました。そして、そうであれば、それを法的に有効な方法で決めておく必要があります。何故なら、ご自身の相続が開始する際には、ご自身はいないからです。

なお、2018年(平成30年)の民法改正では、遺留分侵害に対する請求は金銭債権とされ、相続財産そのものと切り離されましたが、これも遺言等に基づく最適な相続を迅速に行う上で効果的です。政府も迅速な相続手続きを積極的に促しているのは明らかです。

但し、遺言さえあれば最適な相続を実現できるのかと言うと、残念ながらそうとは限りません。このことについては、また、別の機会に述べたいと思います。

## 最後に

長子相続や末子相続といった、様々な慣習があるように、相続には絶対的な正解や特効薬はなく、又、法律や裁判所もそれぞれの家族にとって最適な方法を決めてくれるわけではありません。時代や社会的背景、そしてそれぞれの家庭に合った“相続の形”を、遺す側と遺される側でしっかり話し合い、法的に効力のある形にしていくことに尽きるのだと思います。



同居・介護者には財産を多く渡した方がよい…… 約80%

出所: MUFG相続研究所「相続に関する意識調査」

